

第1 はじめに

はじめに

昭和30年代以降、わが国は、経済の飛躍的な成長・発展と産業の高度化・大規模化を遂げましたが、これに伴って、大気汚染・水質汚濁などの公害問題が深刻化したことから、公害の対象範囲、公害発生源者の責任、国、地方公共団体の責務の明確化など、施策推進の前提となる基本原則を明らかにするべきであるとの声が高まりました。こうした結果、昭和42年7月に「公害対策基本法」が成立しました。

さらに昭和45年12月に、問題水域を個々に指定して排水規制を行なう従前の工場排水規制法、水質保全法に代えて、公共用水域へ汚水を排出する可能性のある全ての工場・事業所を対象とした総合的な排水規制法である「水質汚濁防止法」が制定され、昭和46年6月から施行されました。これにより全公共用水域を対象とした全国一律の排水基準（一般排水基準）が設定され、事前予防が期されるとともに、都道府県条例において上乘せ排水基準の設定も可能となりました。

一方、本県の畜産経営では昭和36年に農業基本法（法律第127号）が公布施行されると、規模拡大・専門化の方向をたどり、都市化による農業と住宅の混住化と相まって、ややもすれば悪臭、水質汚濁等の公害発生源となりやすい糞尿の処理が、問題となることが多くなってきました。

このような状況から、本県では畜産経営に対する指導體制を整備し、畜産環境汚染防止を推進するため、昭和47年9月に「岡山県家畜環境汚染防止指導指針」を策定しました。

また、平成11年に「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」が制定されたことから、「家畜排せつ物の利用の促進を図るための岡山県計画」を定め（令和3年10月変更）、管理基準に則した家畜排せつ物の適正管理と、利用促進に係る施策を行ってまいりました。

近年、畜産農業に係る「水質汚濁防止法」の暫定排水基準は見直しが進み、一般排水基準への移行が迫っています。

そこで、本県では、水質汚濁防止法に基づく適正な届出制度を周知し、畜産農業施設から排出される排水について、基準を明確化するとともに、公共用水域における水質汚濁の防止を図るためこの「手引き」を作成したので、内容の遵守と適切な対応の参考としてご活用をお願いします。

令和5年12月
岡山県農林水産部畜産課